

福田徳三における厚生経済思想の形成(上) : 「生存権の社会政策」をめぐって

木嶋, 久実
日本学術振興会 : 特別研究員

<https://doi.org/10.15017/3000179>

出版情報 : 経済論究. 100, pp.95-113, 1998-03-31. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :

福田徳三における厚生経済思想の形成(上)

——「生存権の社会政策」をめぐる——

木 嶋 久 実*

はじめに

- I. 生存権思想の意義——明治末～大正初期における福田——
 1. 国民経済段階における日本の現状と問題点
 2. 社会認識の枠組み——「経済の本則」と「営利の主義」——
 3. 生産的社会政策の視角
 4. 新しい自由主義の認識
 5. 生存権への着目
 6. 「生存権の社会政策」(以上, 本稿)
 - II. 厚生経済思想への展開——第一次世界大戦と福田——(以下, 第101号)
 - III. 厚生経済思想の体系化
- むすび

はじめに

福田徳三(1874・明治7～1930・昭和5)の思想活動は、福田の著書から編集された2冊の題名『生存権の社会政策』と『厚生経済』(ともに1980年)が示すように、社会政策および理論的な厚生経済研究のふたつの路線からなるものとして従来理解されてきた。社会政策学会第一世代や社会主義者と対立・論争する新世代の社会政策学者としての福田像と⁽¹⁾、マーシャル、ピグーおよびホブスンなどの理論を摂取し展開させた理論経済学者としての福田像が⁽²⁾、それである。だが、管見の限り、以上ふたつの理解にはともに、福田の思想活動を当時の日本および世界の動向に関連づけ、その上で内在的に再構成するという努力が不足していたように思われる。

19世紀末から20世紀初頭、つまり明治後半の10年余りの時期は、日本資本主義の確立期であった。輸入超過構造から脱皮することはなかったが、軽工業中心の生産拡大・輸出増大や、株式会社制度の定着、および産業都市などでの急速な人口増加が、堅実な経済成長を支えていた。明治30年代後半には、財閥中心の独占化と農村における地主制が定着しつつあり、これ以後の経済・社会構造の基盤を形づくることになった。また、金本位制の成立や戦費調達のための外債発行、さらには植民地経営を通じて、日本資本主義と世界経済との関わりがこの時期に強まったことも見逃せない。こうした変化を背景として、日清・日露のふたつの戦争を契機とする財政規模の膨張は、主として、比重の下がっ

* 日本学術振興会特別研究員

(1) この視点からの代表的な研究として、池田信 [1977] および [1982] がある。

(2) 主な研究に、中山伊知郎 [1978]、山田雄三 [1981] が挙げられる。

た地租に替えて間接消費税を中心に据えた増税、塩・煙草にたいする専売制度、および法人所得にたいする課税によって支えられた。同時に、財政の膨張は、地方での鉄道敷設や教育施設の充実などをはかる利益政治が、自由党から政友会に継承された証でもあった。

しかし、なによりもこの時期の日本を特徴づけるのは、欧米諸国とほぼ同時にみられた社会問題の発生であった。この時期は、世界資本主義の展開という点では、「大不況」後の再編期として捉えられる。ドイツ、アメリカ両国における急速な工業発展と日本、ロシアなどの参入によって、世界市場におけるイギリスの優位性が相対的に低下したからである。だが、それは同時に、イギリス社会が直面する困難な状況を、発展著しい各国が共有するにいたったことを意味してもいた。

世紀転換期のイギリスでは、労働時間法制化をめぐる運動を契機に、国家による法的規制を労働問題解決の手段とする路線が提起されるようになった。また、貧困が議会による調査の対象となり、社会政策による抜本的解決の必要を喚起するようになったのも、1880年代半ば以降のことであった。大都市が形成され、労働者が急激に増加しつつあったドイツやアメリカで、社会問題を労働組合など組織の力によって解決しようとする動きがみられた。ドイツでは、社会民主党の下で組織された労働組合が、党から自立的に運動を展開するようになった。アメリカでも、1886年に労働総同盟（AFL）が結成され、労働組合運動の中心になった。

本格的な工業化の過程にあった日本も、こうした動きと無縁ではなかった。とくに深刻な社会対立や貧困は、「之を解決する者は生きん、否らざんば死せん」（幸徳秋水「社会主義神髓」M36）というほどの危機感を人々に突きつけざるをえなかった。劣悪な労働条件をめぐる各地の紡績所ではストライキが頻発し、都市では工場の騒音・振動や排煙などによる公害が問題になっていた。また、地方から都市周辺への人口移動が活発になった反面、雑業に従事するほかない移住者の生活は飢えや病気にたえず脅かされていた。

そうした労働問題や貧困は、明治20年代半ば以降、多くの人々の関心を惹きつけていた。松原岩五郎や横山源之助は都市下層や貧民窟の生活実態を克明に描き、統計学者・呉文聡は貧困者の分布と状態を把握しようとした。さらに、明治30年代にかけて、貧困や苛酷な労働の実態が明確に認識されるようになったのにつれて、社会問題の解決法がきわめて多岐にわたって提起されるようになった。そのうち代表的な主張を整理するならば、以下の通りである。

すなわち、明治の自由主義者・田口卯吉は、労働問題も貧困も市場原理による解決がある程度可能だと考えていた。社会主義者のなかには、幸徳秋水のように生産手段の公有によって貧富の懸隔を解決しようとする者もいたし、安部磯雄のように慈善や自助による解決と並行して都市改良事業に社会主義を導入すべきことを主張した者もいた。明治30年に組織された社会政策学会は、田口に代表される自由放任主義に反対するとともに社会主義とも対立して論争を繰り広げた結果、「現在の私有的経済組織」のなかで「箇人の活動と国家の権力」によって「階級の軋轢を防ぎ社会の調和を期する」立場を明らかにしていた（『社会政策学会趣意書』M32）。第16回帝国議会（明治35年）に恤救規則（明治7年）に代わる救貧法案が提出され（のち廃案）、その後いくつかの救貧的立法がひとまず制定されたのは、社会問題にたいする危機感が広く共有されていたことの表れであると理解できよう。

福田が、苛酷な労働条件下にある労働者の抑圧を取り除くことと経済発展を両立して追求すること

を課題としながら、社会問題にたいする独自の接近視角を養おうとしたのは、こうした状況においてであった。福田は、横井時敬など保護政策の即時実施を提起する者や、自由主義と社会主義を同一視する社会政策学会内部の講壇社会主義的な勢力にも否定的態度をとる一方、社会組織の根本的改編をもとめる社会主義をも退けた。そればかりか、田口の自由放任主義にたいしても、「政治的敗残者、被圧迫者」による「啓蒙主義」として、その理念性を鋭く突いた（「文明史家としての田口鼎軒先生」S 2、『鼎軒田口卯吉全集』第2巻解説，42頁）。こうして現存社会組織への追従もその破壊も否定し、理念的対立を乗り越えようとした福田の立場は、ドイツ留学時の師であるブレンターノの「社会的自由論」だけでなく、同時代のイギリスにみられたマーシャル以降の厚生経済学や新自由主義にも接近することになった⁽³⁾。

このような背景を念頭に置くと、従来の福田研究が抱える問題点が明白になってくる。すなわち、これまでの社会政策か理論研究の片方を重視する研究が、福田の思想活動が両路線の相互補完的な進展によって重層的に展開していたことを軽視していた点である。その意味で、たしかに宮島英昭[1982, 1983, 1984]は、福田の思想活動を社会政策思想上の展開と理論上の展開をとともに視野に入れる視角から三期に区分して特徴づけたばかりか、近代日本における自由主義思想史上における「社会政策的自由主義」者福田の位置づけにまで迫った点で、例外とってよい⁽⁴⁾。しかしながらこの把握では、福田の思想における時期区分と特徴が簡潔に整理されたとしても、思想の内的展開、つまり福田が明治期に養った社会認識の枠組みが、後述するような経緯で生存権の認承という主張に結びつき、さらに厚生経済思想の体系化に展開していったことについては必ずしも十分に明らかにされたとはいえない。

要するに、先行研究によって「生存権の社会政策」や厚生経済学という福田の思想形成上の通過点や到達点が剔出されたとはいえ、そうした福田の思想の形成・展開を貫くダイナミズムが十分描きつくされてきたとはいえない。そうした反省の上に立つと、見過ごせないのは、「生命主義」と呼ばれる思想潮流が広く共有された明治後半から大正期にかけての時期に⁽⁵⁾、ラスキン、モリス、J.A.ホブスンなどの思想を学びつつ、社会主義者や国家主義者との対抗関係のなかで、福田が独自の思想的基盤を追求し、自由主義思想を発展させていったことである。より適切に言えば、福田を理解するために

(3) 福田は、1898（明治31）から1900（明治33）年にかけてドイツに留学し、その後欧米を歴訪して1901（明治34）年に帰国した。ドイツでは、ライプツヒ大学でビュヒャーラに学んだのち、ミュンヘン大学ではブレンターノの下で学び、1900年に『日本経済史論』（Die gesellschaftliche und wirtschaftliche Entwicklung in Japan）を刊行している。

(4) 同論文では、福田の思想活動が、I期の「生産的社会政策論」、II期の「生存権の社会政策」、およびIII期の厚生経済学および「マルクス主義への対抗」に区分され、それぞれ特徴づけられている（宮島[1982] 86～87頁）。その上で、I期からII期にかけては「日露戦争後の経済的伸張」と「明治四〇年以後の一連の大争議の発生・初期社会主義の昂揚」（宮島[1982] 101～102頁）を契機に、II期からIII期にかけては「一九二〇年以後彼[福田]の予想を遙かに超えて進展した」「社会状況[の変化]」（宮島[1983] 66頁）を契機に、福田が思想と理論の「転換」を遂げたとして理解し、「転換」を促した「外的」契機が鮮やかに浮き彫りにされている。

(5) 「大正生命主義」という興味深い概念は、鈴木貞美編[1995]および鈴木貞美[1996]によって提起されている。それによれば、「日露戦争後から関東大震災に至る時代」において「[生命]の語が氾濫し、[生命]がスーパー・コンセプトになっていた現象」を「大正生命主義」と呼ぶ（鈴木貞美[1995] 3頁）。新しい人間性の可能性を追求する「大正生命主義」は、日露戦後の労働災害や貧困・飢饉の発生を契機に現れたとされるが、その主な担い手は文学・哲学・宗教の分野に見出されており、この時期の社会問題の解決法を模索した社会論者と「大正生命主義」との関わりは、大杉栄と河上肇の例を除いてはほとんど言及されていない。

は、福田の多様な思想活動に通底する、人間の生存と人格にたいする関心を中核に据える必要がある。たしかに、「労働者の人格的解放と充実」という福田の目標が大杉栄にも共通していたという鋭い指摘はあったが（山之内靖 [1969] (6)302頁）、その目標と福田の自由主義との間の思想的連関は、いまだに解明されていないからである。

本稿では、人間の生存と人格にたいする福田の問題関心に注目して、明治後半における歴史認識や社会認識のなかでそうした問題関心がいかに涵養され「生存権の社会政策」に結びついていったか、また第一次世界大戦後に生存権論がいかにして新しい社会政策に展開され、最終的にどのように厚生経済思想の体系化に結びついていったか、という三点を明確にすることによって、福田の自由主義思想の理論的構造と具体的な展開過程を内在的に明らかにしたい。

まず、明治後半における福田の問題関心を掘り起こすことから始めよう。

I. 生存権思想の意義——明治後～大正初期における福田——

1. 国民経済段階における日本の現状と問題点

ブレンターノの説にならない、国内的にも国際的にも一国の政治力はその国の経済力に依存しているとみなした福田は、経済力を発達させる方法を知るために、まず今日の国民経済の由来と展望を導き出そうとした。

福田は、シュモラーの発展段階論にもとづいて、現今の国民経済にいたる道筋を四段階に分けている。すなわち、交換が存在しない「鎖封孤立的氏族及荘園経済時代」、顧客生産および「直接生産」の時代である「都市経済時代」、中間者の手による「交換的交通」が発生した「国家自足時代 [、] 国民経済の発生期」、および「交換的交通」が高度に発達した「完成せる国民経済時代 [、] 世界経済的交通の発達」からなる段階のなかで、今日は最高段階に到達したものである（ブレンターノ共著『労働経済論』M32年、⑤下2274～2276頁、以下『労働』と略す。丸囲み数字は『経済学全集』の巻数、[]内は引用者の補充、以下同様）。その上で、国民経済の発達上の特質は以下のように整理される。

国民経済の発達は、「自由主義」と「国家主義」という「二個の全く反対せる傾向」によって推し進められた。「自由主義」は、外観からすれば「昔日の都市家族経済時代の遺跡を極力打破し、国内の独立団体を倒し、階級を廃し」ていく「破壊主義」ではあるが、内容的には「各箇社会的階級」を「平等統一」し、「真の個人」の力とともに国民経済の発達を促す役割を担っている。他方、自由主義による発達の「趨勢の終りに起れる現象」である「国家主義」は、経済領域を「昔日の隔絶せる狭小なる」ものから「全国民の協働に基ける国民経済」に拡大する。その結果、「経済上の単位」が「益々縮小して、遂に今日の個人的家族に帰し、各個単位は国民経済なる大なる範囲の内に活動し、相互に密接な

(6) 同論文では、「人格性の回復と発展という見地」から「資本主義社会の展開する自然法則」に「対抗」し「人間が主体的に働きかけていく可能性」を提示した点において、福田の「問題提起」が「社会科学方法論」として評価されている（山之内靖 [1969] 301頁）。だが、「生存権の社会政策」（T5）、『社会運動と労銀制度』（T11）および『社会政策と階級闘争』（T11）の三つの著作を主たる考察の対象にした同論文が明らかにしたのは、大正半ばにおける福田の方法上の特質にすぎず、人格主義ともいえる福田の思想がどのような段階をおって展開していったかという点を、形成史的に解明する必要性が残っているのではなかろうか。

る信頼の関係を生ずるに至る」国民経済の完成をへると、各国民の需要を充たすために「国際的の交換交通」が進歩するのにもなって、経済現象が「世界経済の大勢」に支配される「国民経済の進歩期」が到来したのである（『労働』⑤下2295～2297頁）。この分析に貫いているのは、個人の自立にもとづく共同主義的傾向の深化に支えられて、国民経済にいたる経済領域の拡大と家族形態にいたる経済単位の縮小が交換関係の発達によって進行する過程として、歴史発展を捉える視角である。つまり、「自由主義」的傾向によって人格的な自由平等が保障されるようになると、それを前提とした「国家主義」的傾向によって、国際的規模での分業にもとづく協業という共同主義の下で生産がおこなわれるとともに、国家が経済活動の舞台となり、さらには国家相互の交換が開始されるというのである。貿易を通じて世界経済の潮流を形づくったイギリスやドイツは、こうした経緯をたどってきた。欧米諸国に遅れて近代化に着手した日本もまた、この一般的な世界史的な潮流のなかで捉えられるのは当然のことである。それゆえに、福田はつぎのようにいう。

日本では、「外国文明」の影響下に「全然国家組織を変更」した明治維新以降、四民平等となった国民にたいして、土地私有や個人の契約の自由および職業の自由が事実上みとめられた。さらに、西洋自由主義に影響を受けた自由民権運動が展開された結果、議会在開設され、法典編纂および条約締結が果たされた。こうした新制度の「実力」が十分であることを「立証」した日清戦争ののちには、治外法権の撤去や内地雑居がみとめられ、「日本の国民経済が世界経済の一員となることを妨げる凡ての形式上の障碍」が完全に取り払われたという（『日本経済史論』M33, ③304～307頁, 以下『日本』と略す）。きわめて短期間のうちにではあったが、西欧と同様に「自由主義」的傾向につづいて「国家主義」的傾向が生じて国民経済段階に到達し、もはや世界経済の潮流に加わるしかないという把握である。

とはいえ、歴史発展を分析するさいに福田が重視したのはむしろ、「進化的発展は極めて徐々に進行」するから、国民経済段階に達した「今日と雖も前三期の遺跡は全く其跡を絶てるにあらず」ということであった（『労働』⑤下2278～2279頁）。国民経済段階に到達しても、それ以前の各段階における風俗・慣習が全く消え去ってしまうわけではない。従って、福田は、発展途上にある日本経済の特徴を以下のように捉えることになった。

「西南人士」による維新後の藩閥政権は「全然新生面を開いたものではない」。西南の「文を以て秀でたる習俗」によって東国の「素朴なる武的慣習」が圧迫される兆候は元禄期から明らかであったし、維新後も士族が優勢であることには依然として変わりがないからである。また、新事業を組織・支配し「真に企業の精神を代表する町人」は「政府の寵児たりし士族」であり、新しい経済上の事物は「皆政府の手に依て天降された」のだから、商業が保護に依存している点で「徳川氏の政策は連続として絶えない」と福田はいう（『日本』③308～310頁）。経済上の関係としてみれば、「独立して個人的営利行為に従事する」ことが可能になり、「条約港における商人の団体」のように「近世の個人主義的基礎に基づいた団結」が起りつつあるのだから、たしかに「個人発展」がいくぶんかは進んだ。だが、それに引きつづく社会関係における「個人発展」は一段と遅れをとっていた。「個人本位」の傾向は家族関係にたいして「外観上、法律上の関係に於てのみ」影響を及ぼすだけで、実際には宗教においても相続においても「習慣の勢力」が強く残存し、「家属共産体」が存続している。田舎では土地所有は

「権利」ではなく「義務」であり、「完全独立の個人の自由なる結合に基いた」組合は成立せず、都市の手工業者たちによる団体は「従来の共同経済的傾向」を脱していなかったからである（『日本』③309～315頁）。

要するに福田の着眼は、社会生活や経済生活における「個人の発展の傾向」が、以上の「外形的の変動」ほど甚だしい展開を遂げていなかった事実にあった（同③308頁）。明治維新は、西洋の新知識や新制度を導入して新しい法律や政治・経済制度を確立したが、人々の生活は家や土地に緊縛され、労働の場では主従関係にとらわれ、依然として旧来の慣習に支配される面が少なくなかった。こうした事態の観察にもとづいて、国民経済を基礎とする新しい時代への方向づけが一応なされ、慣習という前段階の「遺跡」の上に新たな「外形的」制度が折り重なって現れていること、ならびに個人の自立はまず経済上の関係において展開するはずであることを、福田は指摘していたのである。

その限りで、ともかくも到達した国民経済段階の展望を切り開くものは、社会上の関係の前提となる経済上の関係であり、なかでも労働のありかた以外にもとめようがないといつてよかろう。国民経済を維持する「生存条件」である「財産私有・職業の自由・分業及び交換」はすべて「極めて近時の産出」になる現象であるから、「四、五十年前の経済」との間の「一大差異」を示すものではない。他方、主従関係という「昔時の観念」と、雇主と労働者の同等を保証する「契約の自由・職業の自由」という新しい「法律」との間で労働者が苦悶している労働のありかたを考察するなら、歴史的な「個人発展」の過程を知ることができる（『労働』⑤下2298～2299頁）。要するに、労働のありかたには、日本の維新以後の「進化的発展」が抱える「外形的」制度と前段階の「遺跡」との重層構造が典型的に見出されるといってよい。福田は労働のありかたを問うほかはなかったのである。

2. 社会認識の枠組み——「経済の本則」と「営利の主義」——

福田によれば、人間の経済生活は「欲望充足」という目的のために、「技術」を手段として「天然」つまり「外界の自然」と交渉するものであった。この限りで、この経済生活は「最小の労費を以て最大の効果を収めん」という「経済の本則」の支配を受けるから、人間が「経済の本則」の下で「技術」を進展させる行為は「節約」に結びつかざるをえない。だが、「欲望充足」のためには、「天然」との直接的な交渉にもとづく「孤立的」経済生活のほか、他の人間との交渉にもとづく経済生活もありうる。このように人と人との交渉を媒介して「天然」と間接的に交渉する経済生活を「社会的」な経済生活と呼ぶが、本来、人と人との交渉には「或種の対下的・外面的制裁」が存在するから、「社会的」経済生活も必ず何らかの「秩序法制」の下にある。すなわち、「社会的」経済生活という内容の経済組織は、法律や制度を外面的形態としてもつのである（『経済の本則と営利の主義』M37, ④207～215頁）。以上の認識の上で、福田は、人と人との交渉（Durcheinander）として捉えられる「社会的」経済生活において、一定の法律や制度の下でおこなわれる「天然」との交渉の「径路」を、「資本化」

（Kapitalization）と呼んだ。「資本化」はもはや「欲望充足」を目的とするものではなく、従って「積極的・貨殖的・無限的・絶対的」な「資本化」の過程は「営利の主義」の下にある。つまり、「人と人との関係に於てDas Mehrを生ぜんと期する」主義に支配されているわけである（同④217～220頁）。

以上の理解では、個別的ないし組織的な労働によって、自然を利用して欲望を充足するばかりか、

剰余までもを生み出すものとして、人間が捉えられている。福田は、生産に従事する人間の労働を、「経済の本則」に従って労力を節約しつつ、欲望を充足しようとする消極的な側面と、「営利の主義」の下で剰余を得ようとする積極的な側面とに分けて把握していた⁽⁷⁾。従って、人間の経済生活は、技術を用いて直接に自然と向き合う孤立的生活と、社会的関係を結んで間接的に自然と向き合う、現時に特徴的な社会的生活という区分の上に理解された。また、経済生活において捉えられた社会は、法律制度の枠内での生産過程における人間相互の交渉であり、それゆえに自然と対置されるものであった。

要するに、今日の経済組織における労働の意義は、営利主義の下で組織化され、法律・制度という枠組みに従って活動する企業に結びついて剰余を生み出すことにほかならない。だが、前節で確認した歴史認識からすれば、組織される労働は、同時にまた「個人発展」を経過した独立・自由な自立的労働でなければならなかった。その限りで、社会問題にたいする福田の提言は、相対的にはあれ、労働の自立化をよりどころに展開されたものとみてよい。

3. 生産的社会政策の視角

福田は、企業者と労働者の対立として捉えられる社会問題を考察するにあたって、今日の「営利主義的社会生活」においていかに労働者の「人格の独立・自我の発展」を達成するか、という点に着目した（『社会問題と価値問題』M39, 以下「社会」と略す。⑤下1521～1522頁）。自立した個人による労働の組織化に意義を見出す福田の認識の枠組みからすれば、組織しうる自立的な労働を育成し維持することが「進化的発展」には必要だからである。その点に関する福田の提言は、おおよそ以下の通りである。

「近世の産業革命」とは、「価値の対象としての物[財]」と「価値の対象としての勤労[人的給付]」にたいする「価値主体の判断の大変動」であり、両者の「相互関係の変動」であった。この「企業者対労働者間の価値現象の革命」が引き起こした社会問題は、「人と人との間の関係に就ての問題」にほかならないのである（同⑤下1514～1515頁）。その限りで、社会問題解決の展望を開こうとするなら、「家族と企業の価値問題」を考えなければならない。「家族」は「経済単位」でありながら、そのなかでは「自我を没却し個人性を抑え、共産共有的に一の統一体」が形成されており、貨幣の介在を必要としない。それと比較して、「企業」のなかでは、労働者と企業者との間で「人格と人格との対立、自我と自我との軋轢」が極度に高まっており、「神經過敏、精神不安の状態を惹起」している。そのままの状態では労働者はとても「生存に耐え得られない」から、「人格と人格との衝突を滑ならしめる油」

(7) なかでも、福田が現時の経済生活に固有の意義を見出したのは、「営利の主義」の下での経済行為であった。福田は、『国民経済原論』(M42)においては、今日の経済生活における「市場生産」を「営利行為」・「貨殖行為」として特徴づけている(①942～945頁)。さらに『続経済学講義』(T2)では、「経済の本則」に支配された経済生活を「循環の生活」(Kreislauf)、「営利の主義」の下での経済生活を「流通の生活」(Umlauf)とそれぞれ呼び、「欲望—行為—充足という循環定式」という制限がなく、「生々的[energisch]・進歩的・発明的」に無限の発展を進める経済生活である点に後者の意義があるとみなすようになった(①746～750頁)。大正半ばには、社会政策を再規定するにあたって、人と人との交渉にもとづく「企業」が「創造的」な「発展の動力」であることが改めて確認された（『解放の社会政策』T8, ⑥上1257頁）。要するに、福田は現時の経済組織において人力と人力とを結びつけておこなわれている労働を、欲望の充足という枠にとらわれず、「営利の主義」の下で剰余を生み出し、創造的に活動するものとして捉えていたのである。だが、明治30年代における福田には、労働が固有にもつ意義は、このような創造的なものとしては強調されておらず、むしろ労働が営利主義的企業の下に組織化されることの意義がより重視されていた。

として貨幣がもちこまれ、これによって「雇傭関係に得て起こり易い人格の圧迫」の回避が可能になる（同⑤下1517～1522頁）。

福田は、社会問題を「価値現象の革命」の結果生じた人間相互の関係についての問題として捉えている。もともと福田の社会認識の基本的枠組みにおいては、自然を利用しようとして結ばれる人と人との社会的関係の間には「対立」も「軋轢」も想定されていなかった。しかし、現実には社会的関係が結ばれ、雇用労働が成立するようになると、財と労働がともに「価値の対象」として認識され評価されるようになり、それぞれの所有者である企業者と労働者との関係が新たに生じる。自然の利用を企てる人と人との社会的関係が企業者と労働者から成り立つものとなり、価値の評価をめぐって「人格と人格との衝突」が起こるようになったというのが福田の理解であった。そこで、企業者は労働者に貨幣を支払うことによって、両者の関係を客観的に示すことにする。そうすれば、双方がもつ価値が客観的に示されることになり、労働者の「人格の独立」が維持され、生存を確保できることになる。福田自身が「常に経済問題は、畢竟倫理問題を外にして考ふるべからず」（同⑤下1525頁）と述べたように、経済問題として捉えられがちな労資間の対立も、結局は価値という人格を体現するものが生み出した対立でしかないという把握である。その結果、福田は、賃労働の定着を通じた労働者の主体形成が必要であることを説いたのである。

とはいえ、福田が労働者の主体形成が必要であるとみなしたのは、あくまでも「進化的発展」を推進するためであったことは無視できない。従って、経済政策の局面で福田が提起したのは、「生産的社会政策」すなわち「分配ばかりを論じて生産あるを忘れる社会政策でなく、生産の利益にも合する社会政策」（「我邦経済政策の根本問題」M39、以下「政策」と略す。⑤下1442頁）となった。明治後半の日本資本主義は、綿業や生糸・絹織物業を中心として世界市場に進出しはじめたばかりであり、国内における工場生産が緩やかながらも定着しつつあったことが示しているように⁽⁸⁾、新しい組織的な生産を推進していくことが必要とされていた。明治29年の民法制定ののち、農商工高等会議の場において本格的に審議されるようになった工場法の制定は、この時期の大問題であった。そうした状況のなかで、福田は以下のような「生産的社会政策」を主張したのである。

賃銀と労働時間という労働問題の「二大骨子」において労働条件を改善して労働者の生活程度を高め、「余裕」をもって「経済以外の向上的発達」を達成し、「文学・美術・音楽・宗教・教育」など「高尚なる娯楽」に労働者があずかれるようにいくら望んでも、「生産の利益と衝突」してまで賃銀引き上げや労働時間短縮がおこなわれるならば、「生産の進歩」が犠牲にならざるをえない。「生産の利益」こそ優先されるべきである（「政策」⑤下1423～1424頁）。「唯感情に馳せて一時特に一階級の利益を図るに急であって、社会全般が之が為めに害を蒙むる」ことを回避しなければならないのである（同1433頁）。

要するに、「社会全般」の発展のためには第一に「生産の利益」を優先するべきであり、労働者の生存確保や人格向上という「一階級の利益」は、社会全体が順調に発展することによって増進されるはずだという主張である。その点では、「経済上社会上進歩の前提条件」である「貧富の懸隔」を欠くな

(8) この時期における工場生産の定着過程に関しては、中村隆英 [1971] 70～73頁を参照いただきたい。

ら「文運の進歩は得て望む可からざる」という指摘（同⑤下1426頁）が意味するところも、基本的に変わらない。この時点の福田にとって、労働条件の改善は「生産の進歩」を推し進める限りで重要視されているだけであり、労働者の生存確保や人格向上の問題はもっぱら国民経済を担い発展させる主体形成の意味しかもっていなかったのである。

「突飛的」な内容にならない限りで工場法を「歓迎すべきもの」と捉える見解も（同⑤下1452頁）同様に、主体形成論として理解できる。福田の発言の真意は、日本ではいくら工場法が制定されても「社会的事業を為し得る力ある企業者と、是に訓練されたる労働者」がいなければ完全ではないという点にあったからである。労資間の関係の理想として、福田は「労働を提供して是に対する賃銀を受け取る」だけで「主従の関係」はなく、団体による「談判」が定着しているドイツのツァイス工場を掲げるが、そうした理想的な関係を形づくるためには、まず「団体的教育を受けた労働者、是と対抗して行く進歩的企業者」が必要だという。賃銀引き上げと労働時間短縮によって労働者の定着率を高め、労働者に団体的な行為規範を身につけさせることが重要であって、ツァイス工場も欠いていた住宅設備など賃銀以外の「救護」はむしろ必要ないとみなされた（「ツァイス」工場の社会的設備）M40『社会政策学会史料集成第1巻』229～230頁）。福田の主張の力点が、団結して企業者と対抗し、あくまでも対等な関係において賃金を受け取る労働者主体の育成にあったことは明白であろう。このように、明治後半における福田の生産的社会政策の主張は、明治維新以降の国民経済の「進化的発展」は労働の組織化が担うべきであるという社会認識の枠組みにもとづいて、組織化を可能にする労働者主体の形成を通じて、一国の生産力を増大していこうというものであった。

福田は、自立した個人による労働の組織化を重視し、同等な立場から企業者に対抗する労働団結の必要を認識していた。たしかに、福田の社会認識の枠組み自体においても、労働は現行の法律・制度の枠内で組織化され、企業の下で剰余を生み出す意義をもつと捉えられていた。その限りで、「今日の経済組織の根柢は決して動かす可からず」として現行の法制の枠内で、行政の力による法制の改革ではなく、「各個人の任意」によって結ばれた組織の力によって社会改革をおこない、「社会問題を解釈」しようとする「自由的社会論者」（『労働』⑤下2356～2357頁）の方法を、福田はプレントナーノから受け継いでいたといえよう。だが、この時期の福田は、労働者の人格向上よりも企業の「生産の利益」を優先しており、企業の背後に組織化されている個々の労働の創造的な活動を十分に捉えきいていなかった。従って、労働者の生存確保や人格向上を、個々の労働者に固有に必要なものとして捉える視点が、積極的な意味でこの時期の福田に備わっていたとはいいきれない。むしろ、生産力の増大があってはじめて、労働者が文化的生活の下に人格的向上を遂げることが可能になるというのが、「生産的社会政策」における福田の考えであった。

しかし、労働者の生存確保や人格向上を無視して「生産の利益」を徹底的に追求することは、労働者の離反を招きかねず、現実的には不可能であろう。実際に、明治後半に社会問題になったのは、急速な経済発展の陰にあった年少者の労働や苛酷な労働条件であり、労働力の確保であった。こうして福田にとっては、軌道に乗りつつあった経済発展と労働力の確保とを矛盾なく調和させる論理を模索することが不可避の課題にならざるをえなかった。福田は、同時代のイギリスにおけるA.マーシャルの主張に着目したのである。

4. 新しい自由主義の認識

マーシャル『経済学原理』を批判的に解説しつつ著した『経済学講義』(M40, 以下『講義』と略す)のなかで、福田は、イギリスにおいて「生産の利益」の徹底的な追及が労働者の生存を脅かすにいたった過程に注目した⁽⁹⁾。すなわち、イギリスにみられる「経済的自由」にたいするつぎの福田の解説がそれである。

「近世の産業生活」の特色は「善悪共に道徳上の判断を含むことなく、独立自治の習慣・深謀遠慮・自由なる選択をもって精神とする現象」、すなわち「産業及企業の自由」(Freedom of industry and enterprise)・「経済的自由」(economic freedom)である(『講義』①13頁)。しかし実際には、「経済的自由」の下での競争は「企業者に取りてのみ」の自由にすぎず、労働者にとっては「甚だしき不自由・不平等」を増すものであり、こうした「労働者虐待」は「生産力」、つまり「労働効程 [効率]」の低下を促した。そのために、近時においては「企業者専制の弊を極めたる経済的自由の急激なる拡張より生ずる弊害を極め、真面目に之れが救済法を研究する」ことが重視されるようになったという。その結果、「国富」の充実のために「労働者生産力の充実」が必須であり、その実現には「産業の自由に束縛を加うる必要」もあると主張されるにいたった。「労働者保護の政策」は「労働者なる一階級を偏愛」するものではなく、「経済上自治の力なきものを助けて自治を為す可き能力を備えしめんとする」ものである。従って、福田は、政府に「労働者の結合を妨害する法律制度の撤廃」を要求し、「企業者に与うると全く等しき自由」を確保できるようにもとめたイギリスの「トレード・ユニオン」を例に挙げ、今日の「共同主義」を「自由人格の発達したる極」で生じた「最も進歩したる自由主義・個人主義」であるとみなして高く評価したのである(同①86～89頁)。

以上においては、自由競争の下で経済発展を進めてきた従来の「経済的自由」では、企業が生き残るためには、望むと望まないにかかわらず労働者を酷使せざるをえず、結果的に労働効率の低下を招かざるをえなかったという理解が披瀝されている。福田が強調したのは、「産業の自由」の「束縛」、つまり「労働者保護の政策」という新たな傾向が、労働者に「自治を為す可き能力」を養わせ、企業者と同等の自由を獲得させる政策として積極的な意義をもつ点であった。すなわち福田は、法制が職業別組合のような労働者の団結を承認し、企業者の自由だけでなく労働者の自由をも推進するような新しい自由主義が展開するなら、労働効率が高まり、組織された労働者の集合である生産力が高度化するはずだと捉えていたのである。その限りで、「生産の利益」を優先する「生産的社会政策」から一歩進んで、労働者確保という生産力の充実と経済発展とを両立させるという目標を実現するために、新たな自由主義のより高度の、さらなる発展の必要が提起されていることは明白であるといえよう。

要するに、福田は、労働効率の上昇が生産力の増大を実現し、結果的に一国の経済発展を導くというメカニズムをマーシャルに即して承認した上で、労働者個々の生存・人格を保障する新たな自由主義の必要性を主張したと考えてよい。プレントナー的「自由的社会論者」の立場を継承して、労働の組織化を担うような労働者主体の自立が経済発展に不可欠であるとみなしてきた福田は、マーシャル

(9) 福田によるマーシャル研究は、日本における近代経済学の一画期をなすとみなされてきている。マーシャル経済学の日本への導入という点で福田に言及した研究としては、早坂忠 [1971-72]、井上琢智 [1993] 222～224頁、および西岡幹雄 [1994] 110～116頁などがある。

の有機的発展論を自らのものとして組み込むことによって、労働者の生存・人格を保全するためには、現行の法律・制度の改編までも要求せざるをえないという考えを強めた⁽¹⁰⁾。とすれば、福田にとって、さらに解明すべき論点は、法律・制度の改編が具体的に何を目的としてどのようにしておこなわれるかという点、すなわち自由主義をさらに推し進める新しい社会政策の内容にならざるをえない。その点は、明治末の社会政策学会地方講演会における、福田の一連の講演のなかに確認することができよう。

5. 生存権への着目

明治44年の地方講演会において福田が紹介したのは、アントン・メンガーによる「私法学」批判であった。すなわち、今日の私法は、国民の大多数に知られておらず、「法の規定を予期せざる所に及ぼす」「アナロジー（準用）」を許して「有産者の利益を以て、新なる社会の中堅を左右せんとするもの」であり、手続法が複雑で法律専門家にしか理解できないために結局「有産者階級のみ」を利するものである、という三つの理由から、「社会政策の要求」を充たすものではないという。私法の規定の一例として、福田は財産をめぐる婚姻や親子関係の扱いを「公平」さの点から分析して、実情に即した規定をもとめた（『私法学と社会政策』M44『労働保険 社会政策学会資料集成第5巻』357～358頁）。現行民法は財産所有者に有利であるばかりか、財産所有者と無産者との間の不公平をますます助長しているという指摘である。それならば、いかなる規定を備えれば、法律が有産者と無産者とを公平に扱うことになるというのであろうか。その問いにたいする答えは、翌明治45年の地方講演会での福田の演説に示されている。「所有権中心の権」とは異なる「メンガーの所謂社会権又は経済権」が紹介され、あわせて福田の「生存権の思想」がはじめて提起されることになったからである。

福田によれば、「自ら期することなくして出生する」人間の「生存権を拒むこと」ができない以上、「生存資料を給せざる可からざるは蓋し必然の数」だが、有限であり、しかも所有権が存在するために必ずしも自由な充用が保証されない生存資料、つまり生産要素や生活必需品を保証し確保するのが、「生存権の思想」であるという。まず、生活資料をもたないものが「生活資料を取得し得んがために此く力作するを得るの機会」つまり「職業の確保」が与えられるべきという点から「労働権Droit au travail」の問題が生じ、つぎに、たとえ職業が確保できても「己が努力の結果を悉く取得する事能わず」「自己労働の結果の一部を以て甘ぜざる可べからざる」場合もあるため、「労働全収権Droit au Produit integral du travail」の問題が出てくる。最後に、財産所有者が「終生所得の源を失うの虞」なく「其結果を全収」し、剰余までも得ていることと以上のような無産者の状態を比較考量してみるなら、無産者の「生存権Droit à l'existence」を認承すべきという主張が引き出される（『生存権の理論』M45『社会政策学会史料集成 別巻1』148～149頁）。

こうして、福田は社会政策の基礎を「生存権の思想」、つまり「労働者保護」にとどまらず、無産者

(10) 福田は、シュモラーに代表される「ドイツ派」の「歴史的叙述」を評価しながらも、理論研究の点では「ドイツ派」は英国派に劣るとみなし、ドイツ経済学に精通していると同時に英国特有の「純理的研究」にも通じたマーシャルを「世界経済学の最大権威」と位置づけていた（西沢保 [1997] 203～206頁）。

一般の生存権の認承をもとめる主張に置くことを明らかにしている。だが、労働権から労働全収権をへて生存権の主張にいたるメンガーが提示した図式をそのままみとめるならば、社会組織の改編をもとめないという、さきに指摘した福田の基本的視座に抵触することになる。すなわち、この講演における強調点は「自然は淘汰せんとし社会は生存を確保せん」とする「大矛盾」の指摘にあった。イギリスで「養老年金、労働保険、最低賃金等の諸制度が着々実施せらるる」状況を、自然と対置された社会が「社会権としての生存権」を確保しようとしている表れとしてみなした福田は、この講演以降、自然淘汰の法則と生存権思想との「大矛盾」を「如何にして解釈す可きや」という問題を抱えることになったのである（同149～150頁）。

本来、福田の社会認識の枠組みにおいて対置されていた社会と「天然」（自然）との関係は、人間が社会的関係を結んで自然を利用し剰余を生み出すという一方的なものであったが、ここでは、人間を淘汰しようとする自然と、人間の生存を確保しようとする社会とが対立関係として捉えられるにいたっている。この認識の変化は、福田が、自由競争の下での企業の生産活動が、時として労働者の虐待に結びついているイギリスの実態に触れて、労働者の生存確保と人格向上のためには現行法律の改編も辞さないと理解するようになり、労働者の生存権を認承する必要をみとめるにいたっていたからであった。

とはいえ、淘汰しようとする自然の前で生存が脅かされているのは、労働者ばかりではなく、身体的な理由から労働に従事できない者や高齢のために隠居した者も同じであった。また、自然淘汰が何を意味するのかという点については、この講演では明確に触れられていなかったが、穂積陳重が著した『隠居論』第2版（大正4年）にたいする福田の批判のなかには、より具体的な生存権の内容を確認することができる。

穂積による『隠居論』の要点は、つぎの通りである。すなわち、「食老俗、殺老俗及び棄老俗」など「蛮俗が進化発展して」現在の「退隱の習俗」にいたる老人の処遇の変遷（『隠居論』T 4, 1頁）は、「社会進化」の「普遍現象」（同115頁）である。隠居という「優老の制」の成立は、老人にたいする「親愛の情」・「崇敬の念」の普及という「内因」と、「生活資料の充足」、「腕力的生存競争 [の社会] より智力的生存競争 [の社会] に進む」ことによって「社会的勢力の中心」が老人に移ること、および慣習の力が強い「半開以下の社会」では「慣習の知識を専有」する老人が権力をもちうることの三点からなる「外因」とによる（同499～512頁）。こうした「老人に対する社会思想の変化」が法制度に「反射」して影響を及ぼすことによって、近年には「竟に養老期金法、老齡保険法の如き社会政策的立法」（同564頁）の下で、「社会権」（同695頁）が生じたのである。

福田は、「社会の目的は共同生活に依りて共通の幸福を得 [,] 其種族の維持発展を為す」にあり、「各員の存在を完からしむるは即ち社会の目的の一部」という穂積の結論は支持したが（「穂積博士の隠居論を読む」T 4, ③460～461頁）、結論を導く手法を批判した。批判の要点は、ドイツにおける隠居制度の変遷の法制史的考察にもとづいて、隠居制度について「一般進化の原則」を打ち立てることは可能かという点にあった（同③390頁）。福田によれば、穂積の主張にみられる「進化発展の思想を自然界より直ちに経済生活に移植する」方法は「必ずしも妥当」でない。「エルンスト・グロッセ」が述べたように、「有機的発展の思想」は「豊富なる暗示」をもつとはいえ、「今日現在の経済状

態を其最高段に置かんとする」「経済発展階段論」は「歴史を玩弄」する恐れをもつからである(同③392～394頁)。有産者を主対象とする「国家法制」の下での「東洋の隠居」と、無産者を主対象とする「社会法制」の下での「西洋社会政策の養老期金」とを同じ「優老の制」とみなすことはできないから、社会権を「優老の制」の延長にあるものと捉えることはできない。「貧にして且つ老い、而も何等財産の儲余なく一身一家の計を立て能わざるものに至るまで、社会は其生存の権を認む」ことは、西洋の「社会政策国家の根柢を形づくる処の大主義」なのである(同③454～456頁)。

自然が「生存競争」として捉えられ、社会権の対象が人間一般に定められていることは明らかであろう。明治末に、旧来からの慣習と新しい制度とが折り重なって現れている現実を見抜いていた福田は、社会権を生存競争による自然淘汰からの生存の保障・保護として捉えており、慣習的な「優老の制」が単に新しく法制化されたものとはみなさなかつた。しかも福田は、社会権を西洋「社会政策国家」という現段階に特殊に必要な権利としてみとめていた。それゆえに、福田にとって穂積批判は、生存権論の内容を確認するだけでなく、「パラドックス」である人口淘汰と生存権の両立を「経済学の最大任務たりし社会政策の最重宿題」(同③465頁)として再認識する好機会になったのである⁽¹¹⁾。

この人口淘汰と生存権との「パラドックス」にたいしては、マルサスとアーサー・ヤングの人口論をめぐる福田自身の論考のなかで一定の解釈が示されることになった。福田によれば、労働需要の増減に比例して人口は増減するが、「他の事情ありて」「需要なき人口」が存在し「貧窮困厄」に陥る国もあることを両者はともにみとめている(「人口法則と生存権」T4, ③1203頁)。しかし、ヤングが少なくとも「給養権Right to support」として生存権を是認しているのにたいして、マルサスは「全然生存権を否認」し、貧民救済策であるヤングの「半エーカー給地論」を一時しのぎであり、理論的には「自家撞着」に陥っているものとして批判したという(同③1208～1211頁)。すなわち、マルサスが批判したヤングの「自家撞着」とは、ヤングのいうように土地を給付したとしても、やがてまた人口法則によって人口が増加し、生存が脅かされる状態に陥らざるをえないという「自然の大則たる人口法則と社会実際の要求たる生存保障の主張との間」にある矛盾、つまり「自然と社会との矛盾」・「衝突」のことであった。だが、福田にいわせれば、マルサスも「自然の力の偉大なるを思うに専らにして、人は如何にして之を回避す可きやの一点に心を傾注す可きものと考え」、「其間に広大なる余地の存すること」に考えがいたっていなかつた。その意味で、生存権とは「自然法則運行の速度の急ならざる限り、其間に存する余地を填充」するものである。従って、生存権がみとめられたとしても、社会が淘汰を免れることはできない。自然に淘汰される者が特定できない以上、社会は「自然淘汰に対し機会均等の主義」をとるしかなく、「自然が要求する淘汰要件以外のハンザキャップの何人にも加わらざる事」を「其任として保障す可き」なのである(同③1212～1215頁)。

穂積との論争において「生存競争」と示されていた自然は、ここでははっきりと「人口法則」として客観的に把握されている。また、「人口法則」をもって淘汰しようとする自然と衝突する社会も、「社

(11) 田中和男[1982]においては、「事実(理論)と価値(実践)の関連」(140頁)という観点から、穂積の『隠居論』と福田の「生存権の社会政策」との比較がおこなわれ、大正期の「生存権」が事実認識にもとづき、実現されるべき「権利」として主張されていたことが明らかにされている。

会実際の要求たる生存保障の主張」という具体的な主張として捉えられている。こうした具体的把握にもとづいて、「自然法則」である「人口法則」の「余地」において成り立っている人間の生存にたいして、社会が「機会均等」を保障すべきだと福田は主張したわけである。自然と社会との間の矛盾を打開するのは、あくまでも社会による生存権の認承であって、国家あるいは政府による単なる調停ではないという認識である。

これが、福田のいう「近世の社会政策」の立場であり、また「社会問題は唯解釈し得るのみ」であって「解決し得可き性質のもの」ではないという立脚点から引き出された主張であった（同③1215頁）。自然と社会とを客観的に捉え、それぞれがもとづく原理を観察した上で、両者の衝突が引き起こした「社会問題」の由来、構図および展望を明らかにしようとする試みは、現存の社会組織のなかで問題解決の可能性を探る「解釈」の立場にほかならない。自然淘汰を人間には不可避のものとしてみなし、人間の生存は自然淘汰の「余地」において営まれていると把握する限り、「余地」の限界をはみ出した「社会問題」の根本的「解決」などありうるはずがないからである。

にもかかわらず、こうした福田の認識に新しい社会政策の成立を期待させるものが包み込まれていたことが、注意されるべきであろう。福田によれば、「現存経済組織」にたいして「肯定的・矯正的」であった従来の社会政策は、「公法的手段を以て私法の不備を補」うあまり、「哲学」をもたず、「臨機応変の政略に拘泥」してきた。しかし、アントン・メンガーによって提起された社会権理論は、「伝来の権力関係を結晶」しその「保全と擁護とに全力を傾注」する財産権の上に立つ「現存経済組織」にたいする「批評的」観察から生じた点において、「人類社会経済生活の本義」を問う哲学とみなせる（「生存権概論」T 5，以下「概論」と略す。⑤下2015～2016頁）。というのも、社会権とは、「欲望の保持者」および「労働の実行者」であるという「経済上に於ける人の意義」を充たすこと、つまり「要求と充足」の「調和を来たす」必要にもとづいて生まれた権利であり、現在の「実力関係を超越して社会意欲の目的と手段とに付ての正しき見解」を人々に問う「社会哲学」であったからである（「労働権・労働全収権及労働協約」T 5，以下「労働権」と略す。⑤下2045頁，2138頁，および2047～2048頁）。

もちろん、福田は財産権の廃止を望んだわけではなかった。自然淘汰が不可避である以上、現行法律の廃止によって財産非所有者の生存が脅かされている事態を解消できるとは限らないからである。それゆえに、自然淘汰を解消する施策ではなく、生存権を妨げない施策、すなわち生存権の認承を前提とした現行の法律・制度の改編がおこなわれるべきであった。しかも、福田には、そうした法律・制度の改編は現存の社会組織の枠内で可能であると考えられていた。従って、まず「国家の根本権」として「国民の生存権」をみとめ、財産権を中心とする私法が「助法」として生存権と矛盾しない範囲で機能すべきだというのが（「概論」⑤下2031～20322頁）、福田の真意であったといつてよからう。そのため福田は、メンガーがいうように「現存の私法制度の根柢に抵触する事なく」承認可能な生存権を打ち立てることを主張し（同⑤下2025頁）、労働権および労働全収権は理論上の問題として扱う方向を示したのである。社会主義のように現存の社会組織にたいして否定的見解はとることはしないが、かといって旧来の社会政策の超越的で「肯定的・矯正的」な立場とも異なる福田独自の態度は、自然と社会との間の衝突を客観的に観察・分析した上で、経済生活における人間の意義や、それを保障するという社会の目的、および生存権の認承という目的達成のための手段を考察する「社会哲学」から

引き出されたものであった。こうした独自の態度は、福田自身によってつぎのように整理されている。

「社会哲学は畢竟するに、欲望の整理と労働の充実との調和に基く社会生活の統一を以て其考究の主題とす、社会法学の任務は其調和が実現せられ得べき社会法の具備を図るにあり。…而して最後に来る可きは経済哲学にして、斯く考定せられたる所を社会経済の立場よりして審かに観察す可きものとす」(「労働権・労働全取権及労働協約」T 5, ⑤下2045頁)

人間性の理解にもとづいて社会的調和の展望を開くのが「社会哲学」、調和を実現するための法を確立するのが「社会法学」、および法が提起された社会を経済的な観点から観察するのが「経済哲学」であるといっている。経済生活の側面において捉えられた社会において、人間は生産を営み欲望の充足をはかる存在であるから、「社会哲学」とは、個々人が生産に携わり、欲望を充足できるような社会の調和をいかにして実現するかという点を客観的に考察するものである。さらに、社会の調和を実現する目的を果たすのは、生存権の認承であった。従って、「社会法学」の内容は、実際の・具体的に生存権の認承を保障する法律・制度を備えることにある。最後に、「社会法学」で提起された法律・制度を適用した経済生活について、「社会経済の立場」から客観的に観察しようとするものが、「経済哲学」なのである。

この三つは、自然と対置された社会のなかで、人間が物質的・人格的欲望充足のために自然を利用して生存をはかるという、福田自身によって体系化され、より明確に展開されていくことになる厚生経済思想の体系の構成要素にほかならなかった。とすれば、生存権の認承を内容とする新しい社会政策として福田が提起することになった「生存権の社会政策」には、「社会哲学」、「社会法学」、および「経済哲学」という三つの要素が、萌芽的にはあれ、見出されるはずであろう。特にこの点に留意して、「生存権の社会政策」における福田の主張内容をたしかめておかなければなるまい。

6. 「生存権の社会政策」

確認してきたように、生存権とは、労働によって物質的・人格的な欲望充足をおこなう「経済上に於ける人の意義」をすべての人間に保障しようとする権利であった。従って、生存権の認承をもとめる「生存権の社会政策」は、企業者ないし財産所有者にのみ有利であるという現行法制の欠陥を補い、労働者が彼らと同等の自由を追求することを保障するものであり、その意味で新たな自由主義を推進するための社会政策にほかならない。

福田によれば、生存権は「現存社会を其の俣として考えて始めて立てらるる所の一文化価値」であった。労働権および労働全取権が、「労働し能わざるもの、労働を欲せざるもの」まで含む「社会の全員を対象とする社会政策の根拠」になりえず、「現在の社会組織のもとに」は承認できない権利であるのにたいして、生存権は、「社会の権力関係」のいかんを問わず、その成立とともに「扶養の権利」や「貧民法」や「現行家族制度」などにおいて「一部分」だけでも存在してきたことにみられるように、社会のありかたや権力関係とは「無関係におのずからひとつの根本要求として立つもの」だからである。要するに、人間が「生存の資料」を社会にもとめて生存しようとする要求の承認、すなわち「生者必

存の保障」とは区別される「生者生存要求の認承」が、福田のいう生存権の認承の内容なのである（「生存権の社会政策」T 5, ⑤下2103～2106頁）。

この限りで、福田が捉えた生存権が、人間が物質的・人格的な欲望充足を果たしつつ自立的かつ自由に生きる権利をさしていることに疑いはない。それゆえに、生存権は社会体制のいかんを問わずみとめられるべき普遍的な「文化価値」をもっていたし、生存権の認承を促進する「生存権の社会政策」は現存の権力関係のありかたとは無関係に採用されると主張されたのも当然のことであった。また他方で、社会政策は、「自然発展の大勢、因果理法の作用」を「利用」し、「指導」することによって「より能く人間の目的にあう様に為し得ることを認むる」もの、つまり「自然法則の外に」において自然淘汰の人口法則にとらわれることなく、人間の欲望充足という行為がもつ「文化価値の判断を立てんとするもの」でもあった（同⑤下2098～2100頁）。つまり、淘汰という自然法則に屈してしまわず、積極的に欲望を充足して生存していくことにおいても、生存権の「文化価値」が見出せるわけである。

とすれば、いかなる権力関係の下においても、自然法則が貫かれている状況下においても、財産所有者であるか労働者であるかを問わず、あらゆる人間に自由な生存をみとめる新たな自由主義を推し進めるものであるという意味で、「生存権の社会政策」は従来の社会理論から区別されるに違いない。

ドイツ歴史学派を支える哲学について、福田はいう。ドイツ歴史学派が基盤としている哲学は、道徳・法律・国家・社会のいずれに関わる哲学にせよ、「権力関係の維持と順応とを前提」とする「現状順応」の哲学であった（同⑤下2096～2098頁）。従って、歴史学派においては「社会と其制度とを作られたるものと見ず、自ら有機的に成れるものと観察」する有機的発展論が支配的である（同⑤下2093～2094頁）。ところが、社会政策はこれらの「現状順応」の哲学とは相容れないものであった。社会政策は自然法説をとらず、社会を「作られたるもの」ともみなさないため、「社会は任意に作り直し得るもの」とも考えない立場にあると同時に、「単に現社会の説明と順応とを事とするもの」でもなかったからである（同⑤下2096～2097頁）。

だが、現状への単なる順応を拒否するとはいえ、社会政策は、社会を根底から覆すことも要求していなかった。福田によれば、社会政策とは本来、現社会の「幾多の欠点を認めて改良の必要なるを主張し之を実現せんとするもの」であり、社会を「作り直し得る」とも「作り直さざる可からず」とも考えない点で、社会主義とも異なるからである。とはいえ、社会主義が「誤謬多しと雖も兎に角一の哲学」を有しているのにたいして、従来の社会政策には「自家の哲学」が欠けていた。とすれば、新しい社会政策は、社会主義の「革命の哲学」とは違う独自の立場を反映した「改良の哲学」を打ち立てなければなるまい（同⑤下2096～2097頁）。それゆえに、福田は、社会政策において歴史学派の自然法や社会主義の「革命の哲学」に匹敵する哲学として、あらゆる人間の生存権を「文化価値」としてもとめる哲学を見出し、「生存権の社会政策」を歴史学派および社会主義から区別したのである。

こうして社会政策を支える「哲学」を導き出した福田は、「日本社会政策の第二期」を宣言する。新しい社会政策は、私法を社会政策化するもの、つまり民法上の規定をこの社会政策の「哲学」の観点から再検討する方向に向かうものにならざるをえない（同⑤下2017頁）。いかなる体制下にあっても、自然法則の下にあっても、あらゆる人間の自由な生存の追求を認承する新しい社会政策は、財産所有者にとってのみ有利な現行法制の不備を改革していくことによって推進されるわけである。その限り

で、「生存権の社会政策」には、物質的・人格的な欲望充足を目的とする生産活動を「文化価値」をもつものとして是認する「社会哲学」、その是認のために、生存権の認承をはかるように法制改革を進める「社会法学」、および生存権が認承された社会について再検討する「経済哲学」の三つの要素が、それぞれの区別と関連が不明確なままであるにしろ、内包されていることは否定できない。

とはいえ、本来、福田の社会認識の枠組みにおいては、社会的関係を結んで自然を利用する人間労働は、欲望充足的側面のほかに、剰余を生み出す創造的側面をもつものとして理解されていた。しかも、現時の経済社会において、より深い意義をもつのは後者の側面であった。その点で、「生存権の社会政策」は、現時の社会に特徴的な「営利の主義」の支配を受けた創造的な行為を明確に視野に入れ、これを十分に考察しているとはいえず、従って現時社会の普遍的な特質を十分に捉えたとはいいがたい「社会」政策にならざるをえなかった。社会認識の枠組みにおいて提起された人間労働の二側面を改めて確認した上で、生存権概念のさらなる積極的な意義を捉え直すことによってはじめて、厚生経済思想の体系をなす三つの要素のおおのこの区別と関連も明らかになるはずであろう。そのため、「生存権の社会政策」から出発して新しい社会政策を再規定するという福田の思想的営為は、あらゆる人間の自由な生命の発現を保証する新しい自由主義の具体的な展開を自覚しつつ、第一次世界大戦という歴史の新局面のなかで、独自の厚生経済思想の体系化に向けて模索をはじめることになった。

参 考 文 献

- 福田徳三[1907]「『ツァイス』工場の社会的設備」社会政策学会史料集成編纂委員会[1977-a]『工場法と労働問題社会政策学会史料集成第1巻』御茶の水書房
- [1911]「私法学と社会政策」社会政策学会史料集成編纂委員会[1977-b]『労働保険 社会政策学会史料集成第5巻』御茶の水書房
 - [1912]「生存権の理論」社会政策学会史料集成編纂委員会[1978]『社会政策学会史料 社会政策学会史料集成別巻1』御茶の水書房
 - [1925-26]『経済学全集』全6巻, 同文館
 - [1928]『唯物史観経済史出发点の再吟味』上下, 改造社
 - [1930]『厚生経済研究』上下, 刀江書院
 - [1980-a]『厚生経済』講談社学術文庫
 - [1980-b]『生存権の社会政策』講談社学術文庫
- 『東洋経済新報』東洋経済新報社
- 安部磯雄[1901]「社会問題解釈法」明治文化資料叢書刊行会[1960]『明治文化資料叢書 第5巻 社会主義編』風間書房に所収
- 赤松 要[1980]「社会政策の古典的名著」福田徳三[1980-b]に所収
- 安藤良雄[1979]『両大戦間の日本資本主義』東京大学出版会
- 福田徳三先生記念委員会編[1960]『福田徳三先生の追憶』中央公論出版事業部
- 早坂 忠[1971-72]「福田徳三とマーシャル経済学(以下)」『経済セミナー』196, 197号
- 穂積陳重[1915]『隠居論』穂積陳重著・湯沢雅彦監修[1989]『隠居論「家族・婚姻」研究文献選集②』クレス出版に所収
- 保谷六郎[1994]『日本の社会政策史』中央経済社
- 飯田 鼎[1979-a]「戦前わが国経済学研究における社会政策学会の役割(その一)——金井延の思想について——」慶應義塾大学『三田学会雑誌』72巻1号
- [1979-b]「戦前わが国経済学研究における社会政策学会の役割(その二)——桑田熊蔵の社会政策論について——」

- 」慶應義塾大学『三田学会雑誌』72巻2号
- [1980]「戦前わが国経済学研究における社会政策学会の役割（その三）—— 高野岩三郎と家計調査研究 ——」慶應義塾大学『三田学会雑誌』73巻3号
- 池田 信[1977]『日本社会政策思想史論』東洋経済新報社
- [1987]『日本の協調主義の成立 —— 社会政策思想史研究 ——』啓文社
- 池尾愛子[1993]『20世紀の経済学者ネットワーク』有斐閣
- 井上琢智[1993]「マーシャル経済学の日本への導入」井上琢智／坂口正志編著[1993]『マーシャルと同時代の経済学』ミネルヴァ書房に所収
- 井上義朗[1993]『市場経済学の源流 マーシャル、ケインズ、ヒックス』中公新書
- 石田 雄[1984]『日本の社会科学』東京大学出版会
- 伊藤周平[1994]『社会保障史 恩恵から権利へ イギリスと日本の比較研究』青木書店
- 上久保敏[1995]「すべては福田徳三に始まる」『経済セミナー』8月
- 喜田了祐[1964]「アントン・メンガー」『一橋論叢』51巻4号
- 金沢幾子[1989]「福田徳三書誌 —— 一橋関係を中心として ——」『一橋論叢』102巻6号
- 金沢幾子・古本正子[1991]「福田徳三手稿類について」『一橋論叢』105巻6号
- 清野幾久子[1984]「福田徳三における『生存権論』の受容とその展開 —— 明治憲法下における『生存権論』の一断面 ——」『明治大学大学院紀要』2月
- [1991]「福田徳三の「国体」・「国本」論 —— 福田徳三における国家・社会・生存権論(1) ——」札幌大学『札幌法学』2巻2号
- 幸徳秋水[1953]『社会主義神髓』岩波文庫
- 牧野英一[1924]『最後の一人の生存権』人道社
- 松野尾裕[1994]「日本における『啓蒙の経済学』の思想的水脈 —— 制度化研究の視点から ——」『経済学史学会年報』32号
- 松尾尊允[1974]『大正デモクラシー』岩波書店
- メンガー, A.[1921]『新国家論』河村又介訳, 聚英閣・新人会叢書
- [1923]『民衆政策』藤本直訳, 廣文館
- [1924]『全労働収益権史論』森戸辰男訳, 弘文堂書房
- 宮島英昭[1982]「初期福田徳三の経済的自由主義 —— 明治末期の政策論争を中心にして ——」『社会経済史学』48巻1号
- [1983]「近代日本における“社会政策的自由主義”の展開 —— 福田徳三の「生存権論」の史的分析 ——」『史学雑誌』92編12号
- [1984]「1920年代初頭の“社会政策的自由主義” —— 福田徳三の「労働国家論」を中心にして ——」『社会経済史学』50巻1号
- 中川清編[1994]『明治東京下層生活誌』岩波文庫
- 中村隆英[1971]『戦前期日本経済成長の分析』岩波書店
- 中山伊知郎[1978]「厚生経済学と福田徳三」早坂忠・美濃口茂編『近代経済学と日本』日本経済新聞社に所収
- 福田徳三博士追憶論文集刊行委員会編輯[1933]『福田徳三博士追憶論文集 経済学研究』森山書店
- 長岡新吉・石坂昭雄編著[1983]『一般経済史』ミネルヴァ書房
- 西岡幹雄[1994]「近代日本の経済学と新古典派経済学の導入 マーシャル経済学の受容とその実態に関する一研究」同志社大学『経済学論叢』45巻3号
- 西沢 保[1987]「世紀転換期における高等商業教育運動をめぐって —— 飯田, 関, 福田の留学を中心に ——」大阪市立大学経済学会『経済学雑誌』88巻1号
- [1997]「歴史学派の受容と変容 —— 福田徳三に関する覚え書き ——」中央大学『商学論纂』38巻5号
- 大河内一男[1926]『独逸社会政策思想史』『大河内一男著作集』1, 2巻, 青林書院新社, 1968年に所収
- 大野英二[1979]「初期河上における経済政策論 —— 輸入米課税論争をめぐって ——」京都大学『経済論叢』124巻5・

6号

- 坂本武人[1972]「社会政策学会の成立と発展——第一回大会までの経緯——」高橋幸八郎編『日本近代化の研究』(上)東京大学出版会
- 杉原四郎[1979]「福田徳三と河上肇」京都大学『経済論叢』124巻5・6号
 — [1984]『日本のエコノミスト』日本評論社
- 鈴木貞美編[1995]『大正生命主義と現代』河出書房新社
- 鈴木貞美[1995]「『大正生命主義』とは何か」鈴木貞美編 [1995] に所収
 — [1996]『「生命」で読む日本近代 大正生命主義の誕生と展開』NHKブックス
- 田口卯吉[1892]「同盟罷工」『鼎軒田口卯吉全集 第2巻』に所収
- 高村直助[1988]『日露戦後の日本経済』塙書房
- 田中和男[1982]「明治末・大正期の「生存権」思想」同志社大学人文科学研究所『社会科学』29号
- 山田雄三[1980]「『厚生経済』研究における福田先生の遍歴」福田徳三 [1980-a] 所収
 — [1981]「福田経済学と福祉国家論」『日本学士院紀要』37巻3号
 — [1982]「福田・河上論争管見」『河上肇全集12』「月報」岩波書店
- 山本義彦[1992]『近代日本経済史—国家と経済』ミネルヴァ書房
- 山之内靖[1969]「福田徳三と経済学における人格性」長幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想史 I』有斐閣に所収
- 吉田久一[1994]『日本の社会福祉思想』勁草書房
 — [1995]『日本社会福祉理論史』勁草書房